

未公布の条例・規則に関する検討メモ

第1 条例1, 7, 及び34について

これらはいずれも税に関するもので、改正内容は多岐にわたるものの、基本的には法改正に基づくものです。

最高裁判例の趣旨に照らして、合理的なものとして遡及適用が基本的に許容されるか、以下で、各規定について検討します。

1 条例1による不利益な点

(1) 固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大

固定資産の使用者を所有者とみなして固定資産税を課税可能にしたもの。
→これまで課税されなかった人に課税されるのですから、不利益があることは否定できません。案件によっては滞納処分も可能になると思われることから、不利益の程度が大きくなる場合も考えられます。

もともと、法改正に伴うものであること、使用利益を享受している点をふまえると、改正内容は正当なものと判断します。また、この規定による不利益は、固定資産税が課せられる点にとどまり、前記のように使用利益を享受していることからすれば、不利益の程度が大きいとは思えません。よって、遡及適用が許容されるものと判断します。

*この規定に基づく課税実績の有無、滞納処分の有無も検討の上、できる限り施行前の課税はしないよう、経過措置を設けることが望ましいと思います。

(2) 国民健康保険税の課税上限額引上げ

基礎課税額が61万円→63万円に引上げ。

介護給付分が16万円→17万円に引上げ。

この点に関する改正資料によると、保険料負担平準化のための取組であり、

かかる改正の趣旨は正当なものといえます。不利益の程度も、課税上限が1～2万円増えるというものですので、大きなものではなく、問題ないと判断します。

2 条例7による不利益な点

(1) 個人町民税・未婚のひとり親に対する税制上の措置見直し

婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するたえの非課税措置や控除の見直し。寡婦控除について、所得制限や特別加算の廃止。

→規定の適用結果によっては、控除額が減るなどの不利益が想定されますが、改正趣旨は相当で、また改正の趣旨に照らせば、不利益が生じるケースよりも、利益となるケースのほうが多いと思われま

す。大きな不利益が生じるとはいえず、遡及適用が許容されるものと判断します。

(2) 固定資産税で現所有者（相続人等）の申告制度化

相続登記未了の案件について、氏名・住所を相続人等の現所有者に申告させることを制度化。

→違反した場合に罰則が適用される場合もあり得ますが、罰則の適用は憲法39条違反となるので許されないと判断します。

申告制度化のみであれば、町民に大きな不利益はなく、許容されて良いと判断します。

なお、施行日以後に現所有者であることを知った者に適用するとの経過措置（条例7附則5条）が定められているところ、施行日が予定より大幅に遅れたことから、施行日前に、施行されたものとの前提で、申告させていたケースが生じている可能性があります。その場合には、経過措置も改正を要すると思わ

れます。

(3) たばこ税の課税方式見直し

軽量葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 1 本に換算する制度を導入し、最低税率を段階的に引き上げたもの。

→課税の結果によって不利益が生じる可能性は否定しませんが、課税の方法として問題があるものとはいえ、正当な改正内容と判断します。町民に特段の不利益が生じている場合には要検討ですが、そうでなければ、遡及適用が許容されて良いと判断します。

*この点にも経過措置（条例 7 附則 6 条及び 7 条）があるので施行前に、施行されたものとの前提で課税をしていたケースがある場合には、経過措置の改正も検討を要します。

3 条例 3 4 による不利益な点

(1) 軽自動車税環境性能割

地方税法において、環境性能割の対象車両の範囲が変更

→対象とならなくなった車両の所有者にとっては不利益となります。

ただし、軽自動車税の税額は一般に多額ではないこと、環境保護との関連性を検討した結果としての改正には、基本的に正当性が認められることから、遡及適用を許容して良いと判断します。

*この点についても経過措置があり、2 (3) と同様の問題があります。

(2) 軽自動車税種別割

種別割のグリーン化特例と呼ばれる軽減対象を、電気自動車等及びガソリン軽自動車（営業用自動車）に限定した上で特例期限を 2 年延長。

→営業用自動車以外の車両所有者にとっては不利益となります。

(1)と同様に判断して良いと考えます。

第2 その他の条例について

1 条例26について

この条例については、新規制定であり、使用料の定めや禁止行為の定めがあることから、慎重な検討を要するものとしていました。

追加資料を検討したところ、使用料について適切な定めとなっていることを確認しました。

使用料の徴収自体は、受益者負担の観点から相当であること、禁止行為に関する罰則の定めは条例の中になく、損害賠償義務の規定も一般的な内容でとくに問題は無いことから、この条例については、遡及適用が許容されるものと判断しました。

2 条例33について

この条例は、介護保険料を増額させるもので、町民に不利益が生じていることは否定できないところです。

しかしながら、改正理由は介護保険事業の財政状況改善にあると思われ、基本的に相当であること、町民の不利益の程度は、最大でも2500円程度の増額にとどまる見込みであり、大きくないことから、この条例についても、遡及適用が許容されるものと判断しました。

3 条例45及び46について

条例45については、追加資料を確認し、基本的に町民にとって利益となる改正であると判断しました。

大槌町民の住民登録を入居要件とする点は、町民のための定住促進住宅であることからすれば、不利益な改正という必要は無く、むしろ当然の要件が抜け

落ちていたものと捉えるべきと思料します。

条例 4 6 についても、追加資料を確認し、基本的に町民にとって利益となる改正であると判断しました。

第 3 まとめ

結論としては、いずれの条例についても、遡及適用を認めて良いとの結論に至りました。

しかし、第 1 で検討した税に関する条例については、一部について、必ずしも町民の不利益の程度が判明していない状況です。経過措置の取り扱いも含めて、今後も慎重に検討をしていく必要があります。

また、この検討はあくまで第三者委員会として、町政の混乱を緩和するため、意見として述べるものです。この点をきちんと認識した上で、今後の町政の参考としていただければと思います。

以 上